

平成 22 年 3 月 12 日

各位

住友信託銀行株式会社

「従業員持株会信託型 ESOP (特定金銭信託)」の取扱い開始について

住友信託銀行株式会社(取締役社長 常陰 均)は、「従業員持株会信託型 ESOP (特定金銭信託)」(以下、「信託型 ESOP」といいます。)の受託サービスの提供を開始いたしました。

信託型 ESOP は、米国で広く普及している ESOP (Employee Stock Ownership Plan) の制度を参考に、従業員持株会の仕組みを信託スキームの活用により発展させた従業員向けのインセンティブ・プランです。

信託型 ESOP では、委託会社が信託を設定し、その受託者である当社(信託口)が委託会社の従業員持株会が信託期間内に取得すると見込まれる委託会社の株式を一括して取得し、毎月一定日に従業員持株会に対して譲渡していくことによって、従業員持株会の安定的運用を図ります。信託期間中の株価上昇により信託終了時に残余財産がある場合には、受益者適格要件を充足する従業員持株会加入員に拠出割合等に応じた金銭を分配します。

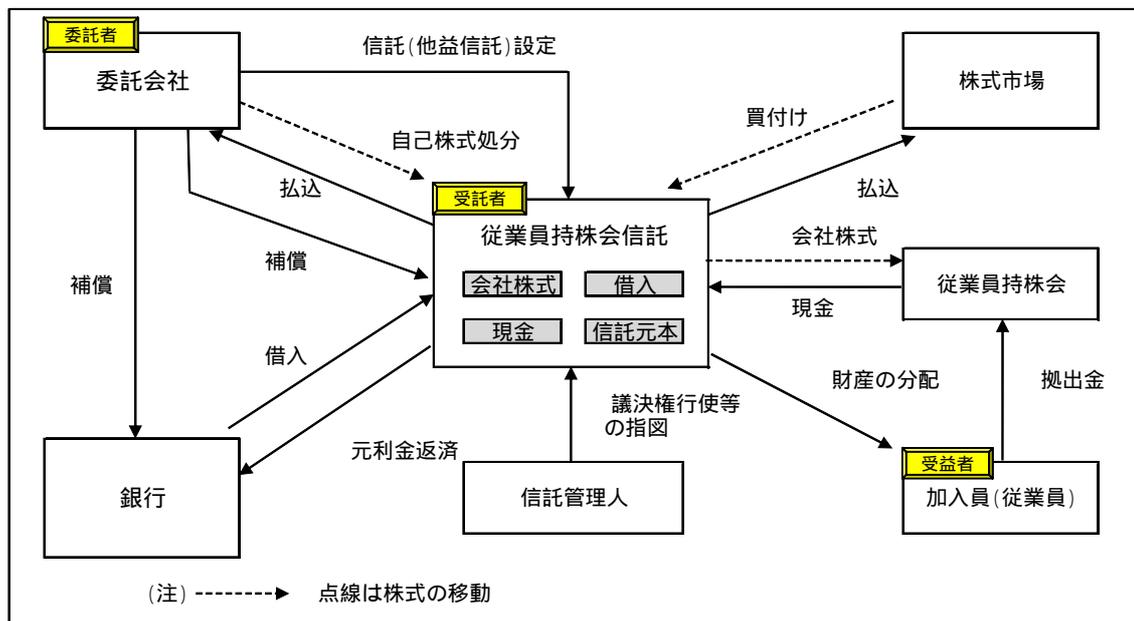
この信託型 ESOP を委託する会社には、次のような効果が期待できます。

- 従業員持株会の活性化
- 福利厚生制度の充実
- 従業員の勤労意欲や経営参画意識の向上
- 企業価値向上を目指す従業員の業務遂行促進
- 信託が保有する株式にかかる議決権行使に従業員持株会の意思が反映されることによるコーポレート・ガバナンスの向上

当社の提供する信託型 ESOP は、受益者への分配金計算にあたって従業員持株会加入員の拠出割合を基礎にポイント化した係数を使用するなどによって、従業員へのインセンティブの付与に様々なバリエーションをご提供することができるなど、柔軟性に富んだ信託本来の機能を生かしたスキーム設計が可能となっております。今後とも、当社は従業員の生産性向上に向けた人事戦略や資本政策等に関する経営課題に対するソリューションの提供を通じて、お客様の企業価値向上に資する取組みに注力して参ります。

以上

(ご参考) 信託型 ESOP の仕組み概要



委託会社は、受益者要件を充足する会社従業員を受益者とした「従業員持株会信託（他益信託）」（以下、「持株会信託」といいます。）を設定します。

持株会信託は銀行から委託会社の株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入にあたっては、委託会社、持株会信託、銀行の三者間で持株会信託の行う借入に対して補償契約を締結します。

持株会信託は信託期間内に従業員持株会が取得すると見込まれる相当数の会社株式を委託会社（自己株式の処分）または株式市場（ ）から買付けます。

持株会信託は信託期間を通じ、保有する株式を、毎月一定日に従業員持株会に時価で売却します。

持株会信託は従業員持株会への会社株式の売却により受け入れた株式売却代金、及び保有株式に関わる配当金を、銀行からの借入金金の元本金利返済に充当します。

信託期間を通じ、受益者の代表として選定された信託管理人が議決権行使等、信託財産の管理の指図を行います。

信託終了時に信託内に残余財産がある場合には、信託契約において予め定められた受益者要件を充足する会社従業員に対し、信託期間内の抛割割合等に応じて金銭が分配されます。

信託終了時に借入が残っていた場合には、補償契約に基づき、委託会社が弁済します。